お知らせ

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

▶問い合わせ　健康課　☎73-3014
県後期高齢者医療広域連合事務局　☎087-811-1866

被保険者証を送付します

現在の被保険者証の有効期限は、7月31日（金）です。

8月から使用する新たな被保険者証は、7月中旬以降に『特定記録郵便』（黄色の封筒）で送付します。7月下旬を過ぎても被保険者証がお手元に届かない場合は、健康課までお問い合わせください。

※県後期高齢者医療広域連合から、住民票に記載されている住所地へ送付します。送付先の変更などの個別対応はできません。住所地以外への送付を希望する人は、事前にお近くの郵便局で転送の届け出を行ってください。

新しい被保険者証は
左右の端に桃色のラインが
入っています。
紛失などには
十分ご注意ください！

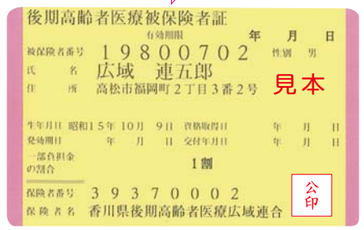

被保険者証を受け取ったら

被保険者証に記載されている内容に間違いがないか確認してください。記載内容に相違がある場合は、健康課へお申し出ください。

有効期限の切れた被保険者証の返還

現在お持ちの被保険者証（両端に紫色のラインが入っているもの）は、8月1日（土）以降使用できません。健康課または各支所に返還するか、各自で破棄してください。

令和3年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります

カードリーダーが設置されている医療機関や薬局で、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータル※に事前に登録が必要です。

※子育てや介護をはじめとする行政手続きの検索やオンライン申請ができる他、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

75歳・80歳の歯科健診が始まります

「オーラルフレイル」という言葉をご存知ですか？「オーラルフレイル」は、歯や口に関する“ささいな衰え”を放置することで、口の機能低下、食べる機能の障害、さらには心身の活力の低下につながる状態のことです。「オーラルフレイル」は、フレイル※の前段階であるため、まずはご自身の歯や口に関心を持ち、適切な予防をすることが大切です。

歯科健診は、歯の本数や状態、歯周病のチェックをするだけでなく、食べ物を噛む力や飲み込む機能、舌や唇を使って食べ物を取り込む機能などを調べます。お口の状態を知ることは、ご自身の健康状態を知ることになります。

定期的に歯科健診を受け、健康長寿をめざしましょう！

令和2年4月1日時点で75歳（昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれ）の人、80歳（昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生まれ）の人は、後期高齢者医療制度で歯科健診を無料で受けることができます。対象者には、広域連合から受診券を送付しますので、自分のお口の状態を知るためにも必ず受診しましょう。

※年齢とともに、筋力や心身の活力が低下している状態で、「健康」と「要介護」の間の段階

くらし

介護保険課からのお知らせ

▶問い合わせ　介護保険課　☎73-3017

介護保険負担割合証を7月上旬に送付します

要介護・要支援認定を受けた人や事業対象者に交付される「介護保険負担割合証」の適用期間は、毎年8月1日～翌年7月31日の1年間です。所得に応じて利用者負担の割合が変わるため、負担割合証は毎年交付されます。

介護保険負担割合証には、利用者負担の割合が記載されています。サービス事業者は、この負担割合証で利用者負担の割合を確認しますので、サービスを利用するときは介護保険の保険証と一緒に事業者に提示してください。

利用者負担の割合の決め方

利用者負担の割合	対象となる人
3割	次の①②両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額※が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※」が ・単身の場合、340万円以上　・2人以上世帯の場合、463万円以上
2割	3割の対象とならない人で、次の①②両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額※が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※」が ・単身の場合、280万円以上　・2人以上世帯の場合、346万円以上
1割	上記以外の人

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

介護保険負担限度額認定証の更新の時期です

介護保険負担限度額認定証は、低所得の人が介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）への入所やショートステイを利用するときに食費や部屋代の軽減を受けるためのものです。負担額の減額認定を受けた人には、「介護保険負担限度額認定証」を交付しています。

現在お持ちの介護保険負担限度額認定証の有効期限は、7月31日（金）までです。既に認定を受けている人には、7月上旬に申請書を送付しますので、介護保険課または各支所で手続きをしてください。新規で認定を受けたい人は、介護保険課までお問い合わせください。

利用者負担段階	対象者		負担限度額（日額） 部屋代 ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	食費
第1段階	本人および世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税で、老齢福祉年金または生活保護受給者	かつ、預貯金などが単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下	820円	490円	490円（320円）	0円	300円
第2段階	本人および世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税で、合計所得金額と年金収入額（非課税含む）の合計が80万円以下の人		820円	490円	490円（420円）	370円	390円
第3段階	本人および世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税で、利用者負担段階が第1・2段階以外の人		1,310円	1,310円	1,310円（820円）	370円	650円
第4段階	上記以外の人		負担限度額なし				

※介護老人福祉施設の従来型個室への入所または、ショートステイを利用した場合の負担限度額は、（　）内の金額になります。